

# 広池千九郎とモラロジー

## —— 学究と求道 ——

井 出 元

### 目 次

- 一、はじめに
- 二、広池千九郎の道德研究の基盤
- 三、広池千九郎における道德研究の展開
- 四、むすび——広池千九郎における道德研究の持質——

### 一、はじめに

昭和三年（一九二八）、広池千九郎は「モラロジー」をもって「平和の専門学」として世に提唱した。その原典『道德科学の論文』<sup>(1)</sup>を編纂した経緯について、次の六つの段階を挙げている。

- 一、明治三十年比<sup>(2)</sup>における日本国体の研究の開始。
- 二、明治四十一年の『伊勢神宮』の編纂。
- 三、明治四十二年比における私の精神生活の変化より次第にモラロジーの建設に向かつて、その研究範囲を

拡張せること。

- 四、大正元年の大患以後、いよいよモラロジ―建設の目的を確立して具体的にその準備をなすに至りしこと。
- 五、大正四年における一身上の変化後、いよいよ専ら当該研究を始むるに至りしこと。
- 六、今日日本文をもつてモラロジ―の根本原理を発表するに至りしこと。

この中、第一と二とは自己の道德研究の端緒、およびその思想的背景を示したものである。つまり自己の道德思想が日本固有の文化・思想に対する知見を根底に踏まえたものであることを示している。むろん青年時代から培った日本歴史や東洋法制史の研究をその根底に有するのであるが、敢えて「日本国体の研究」・「伊勢神宮の編纂」を掲げているのは、本論で触れるように極めて重要な意味が含まれている。

また第三、四、五は、明治から大正にかけての求道者として、さらに救済者としての体験が『道德科学の論文』をまとめていく上で重要な意味をもつものであったことを示唆している。近年刊行された大正期における『広池千九郎日記』<sup>3)</sup>には、その間の事情、殊に精神的な葛藤が克明に記されており、その求道の体験がモラロジ―の学説に生命を付与した原点であったことを物語っている。要するに『道德科学の論文』は広池の生涯にわたる学究と求道との全エネルギーを賭けたものだったのである。

そこで、後進の徒の使命として、一つの独創的な思想体系が形成されるには、いかなる意志力と献身とが、これに捧げられなければならないかを後世に伝えなければならないであろう。本稿において広池千九郎の道德研究の経緯を考察し、モラロジ―の学としての特質を問う事を主題とする。

## 二、広池千九郎の道德研究の基盤

### (一) 道德研究の端緒

広池は就学の後、自己の歩むべき道を歴史研究と学校教育の場に定めた。その背後には大分の私塾麗沢館塾長小川含章をはじめ多くの師友との出会いがあり、また中津という土地柄や家庭環境に影響されたものであったこととはいうまでもない。広池が歴史を好み、教育者としての資質に富んだ人物であったことは、当然のことながらその道德論の本質にかかわる問題であり、その一端は青年期にすでに芽生えていた。

### ① 歴史研究者としての立場―道德的事実の研究―

広池が、その青年期において歴史を専攻したということは、その学問全体の基本的性格を決定するものであった。特に『中津歴史』(一八九一年刊)は初期の歴史研究の成果を代表するものであり、その中から学問に対する考えかたとその情熱の一端をうかがうことができる。

まず、同書の序文で地方史研究の意義を二つ挙げている。第一に「国史編纂」に材料を提供することであり、それは国民教育の根本資料の確定を意味している。また第二は「その地方人民特別の経歴」を知らせることであるという。つまり土地の先人の業績を顕彰し、それによって地域の人々をして、その土地の伝統的文化の重みとそれを継承することへの情熱を抱かしめようというのである。いかえれば、自分の住んでいる土地の歴史を知ることとは地域の住人としての自覚、すなわちその土地への愛着と地域全体への貢献という公的な心情を覚醒することとなり、それは日本人としての自覚を生み、ひいては人間としての根源的な自覚へと通じていくものである。人間としての自覚は道德の最も深層に存在するはずのものであるが、それは決して現実の生活、地域の住人とし

ての自覚と活動を抜きにしては有り得ないものである、とするところに歴史研究（地方史の研究）に傾注する理由があり、また、このことはその道德思想の特色を考えるための要因である。

そして、この歴史研究の課題は、歴史的事実を通して広く人類全体に対して普遍的な人生の指針を確定させるという問題を志向するものであった。たとえば、

真正の歴史とは年代記、伝記、系図等をその材料に供し、地理学、言語学、人類学等の学理を之に応用して、人事社会の変遷栄枯に関する事実の系統を明らかにし、以て複雑紛糾を極むる人類の行迹に就いて一定不動の法則あるを示すもの（中略）。請う、真正の歴史は之を他日に譲らんのみ。<sup>(6)</sup>

と述べている。つまり、人類の歩んできた悠久の歴史に一貫する法則、それは人類が自ら体験した事実であり、個人の意志によってはいかんとも動かし得ない真実を示すものである。よって、その法則は我々の人生の不動の指針となり得る実質を有するものであるというのである。過去の事実をそのまま過去の事として葬り去ってしまうのではなく、その歴史的事実から普遍的な教訓を見出だすというのは東洋における伝統的な考えかたであり、広池もまたこの考えを踏襲しているのである。いわゆる歴史は鑑であるという思想である。

しかし、事実は往々にして後世の人の手によって曲解され、一面的な評価に左右されていく。それが政治的な意図によって為されたものであるならば、事実を把握するのは至難の技である。広池は、この点について、まず俗説として信じられている事蹟の内容の吟味からスタートした。その成果が『日本史学新説』（二八九二刊）・『史学俗説弁』（二八九三刊）・『新説日本史談』（一八九四刊）などの編纂物である。この三書はともに先達の見解を収集したものであるが、その選択眼には広池の日本史に対する造詣がはずかっていることはいままでもない。

さて、歴史上における事実とはなにか、これを確定するのは一大問題である。そこで広池は記録に遺された歴史的対象を百年、五百年、一千年というような長い尺度で考えていくならば、人力ではいかんともしがたい「事実」をくみ出すことができるとしている。この意味における「歴史的事実」を帰納することによって人類の歩んできた道筋に「一定不動の法則」を見出だすことができるであろう、その「法則」こそが人類にとっての普遍的な価値であり、人々の生活全般に互る普遍的な指針となり得るものであるというのである。ここに歴史研究の究極の課題を見出だしている。

一体、道德とか教訓といったものは神の声、天啓、自然(天)など不可知のものを根拠として説き得るであろうし、また説かれてきた。しかし、広池は神の意志、自然の法則を尊重しつつ、前述したようにそれらを実証するものとして「歴史的事実」を総合して帰納される「一定不動の法則」を尊重したのである。京都の地にて発行した『史学普及雑誌』<sup>(7)</sup>もまたこの意志を踏まえたものである。

要するに、広池の歴史研究の意図する処は、人類の遺した足跡、歴史的事件の真相、民族の地理的条件の様相などの「事実」を確定し、それをふまえて人心を指導し教育していくという点にあったのである。

後にこの歴史研究は「法制史」という領域で展開され、その代表的著書である『東洋法制史序論』において「法律」の意義を問い、その実質は「中正平均」であるとしているが、この結論は、中国における善の実質であるのみならず、人類社会全体における「善の根本実質」を示唆するものであった。広池の東洋法制史研究については別に論じたものがあるので詳述は避けるが、要するに「法律」の概念を分析することによって東洋における善の実質を究明し、人々をして普遍的価値を認識させるということが主題なのである。それは先に紹介した『中津歴史』の「例言」に明記されていた人類の行迹に就いての「一定不動の法則」を探究するという問題意識の新たな展開であり、ここに後年『道德科学の論文』にて普遍的道德（「最高道德」）の原理を提示するに至る端緒を見出

だすことができる。

また一連の東洋法制史研究のなかで歴史的事実としての「祭祀」の習慣に注目し、「祭祀」のもつ「秩序統一」という側面に注目すると同時に、祭る側の個人に対する「道德実践の要請」という側面に關心を寄せている。たとえば、祭祀の基本精神は祭神に対する「報恩」にあるとし、その「報」の思想について、中国の古代の慣習に徴して

祭祀、卜筮、盟誓並びに倫理的觀念は、蓋し漸次に進歩して、その宗教的に神を信ずる場合にも、倫理的に人に交わる場合にも、共に道德という事を重んずるようになっておたうである。即ち神の本の性質は人と物とを愛するに在る事を覚つて、神に対してその恩寵を求めめる方法は、ただ単に神を拝むのみでは足らぬので、人に対して慈悲の心を持ち、道德を訓練せねばならぬというようになったのである。<sup>(9)</sup>〔傍点筆者〕

と述べている。そして、後年、この事を踏まえて「法理学研究中、道德でなければならぬことを知りしこと」とし、さらに「予の道德科学の研究を思い立てる動機および目的」のなかで、中国の法制を研究して得たものは「中国の法律の目的は個人の権利を保護するよりは個人の義務(道德)を奨励するにあることを知った」としている。<sup>(10)</sup>つまり、一連の東洋法制史研究は、歴史的事実を通して広池をして道德実行の重要性を確信せしめたのである。

この歴史的事実を尊重する立場は法律の研究において習俗や慣習を重視する立場として發揮され、また神話の研究や聖人の研究においても、「神話」に示された事柄や聖人の事蹟そのものを重視すると同時に、神話として今日まで伝承されてきたという事実、あるいは聖人の教えが多くの文化に影響を及ぼしたという事実を尊重する立場へと展開されていく。<sup>(11)</sup>

広池の道德研究はこのように「事実」を尊重する立場を基礎としているのである。それは「科学の真の意味」は研究法の如何ではなく、その研究の結果が「人間社会の事実」に合致しているか否か、さらに「その研究せる学問上の原理」によって社会にたてば何事にも成功して、安心、平和、幸福となり得るものであるか否かに在るとする考えかたとして結実する素地となる。<sup>(12)</sup>

以上の意味において、青年期に広池が歴史研究を専攻したということは、後の道德論において「道德的事実」(聖人の事蹟や国家の興亡に見られる歴史的因果律)を尊重する立場の基礎をなすものであるといえることができる。そして、この考えは教育者としての広池の考えかたの基礎をなすものでもある。

## ②教育者としての立場

先に述べたように「経験」「事実」といったものを尊重するのは広池の学術研究の特色を示すものであるが、それは同時に教育者としての配慮のあらわれである。

広池の道德教育を考える場合、初期の段階でその特色を最も端的にあらわしているのは『新編小学修身用書』である。本書は、その序文によると尋常小学の二・三・四年生用修身科の口授用のテキストとして編集され、児童に「国民の具有すべき貴重なる氣質を涵養せしめ」、「学問と実業とを兼ね愛する念」を養成することを主題とし、この主題に適した人物の事蹟一五〇例(過一時間、一年五十週、三年間)から構成されている。「国民の具有すべき貴重なる氣質」とは、家庭の一員としての道德的な心情と国家社会の一員としての公的活動をいう。ここまでは従来のテキストと大差はないのであるが、これらの事蹟の選定と編纂の方法に広池の独自の理念が現れている。

まず本書をひもとくと一見して知れるように個人の事蹟を羅列したものである。それは官報や公報、新聞記事

などより採用したものであるというが、すべて日本人であり、敢えて「近世」の人を選んでゐる。つまり、当時在世中、あるいは在世していた身近かな人物を選んでゐるのである。たとえば、第一巻の第一には「貧しくとも学ばざるべからず」とあり、その実例として渡辺磯吉という人物を挙げているが、彼の出身は豊後国玖珠郡松木村である。この土地は広池の住んでいた中津の近在である。また第二「人は貧しくとも学に篤ければ卑しめられ」の条に引用されているのは、豊前国中津の井上小右衛門なる人物である。また第三「貧しくとも親を大事にすべし」の条には大阪・東京にまでおよんでいるが、ともに現実の生きた事蹟(事実)を紹介するに止どまっている。古典や物語を用いて比喩的に道徳を説くよりも、「身近な事実」を示すことによつて「児童の感覚をして切実ならしめん」とするのである。<sup>15</sup> 当時は翻訳による修身用テキストの全盛の時代であり、また儒教・仏教による精神訓話がなお主流であつた時代だけに、斬新な教育法を採用したものといふことができるであらう。

また小学一年生用の道徳書の編纂を予定していたらしく、現在「改正新案小学修身口授書」と題する草稿が遺されている。本書もまた広池の道徳教育の特色を示している。それは「実物的教授法」と称するもので、小学一年生の年齢に即した比喩を用いながら教育していこうというものである。たとえば「高きものは富士の山なり、大なるものは親の恩なり」、「糊と膠は柔かくにして物につき、兄弟は仲よくして離るることなし」、「砂糖と塩は形同じけれど味がう、善人と悪人とは形同じけれど心ちがう」とある。この引用例から知れるように、上の句は小学児童ならばだれしもが知っていること、あるいは体験したことのあることであり、そのことを踏まえつ下の句に示された道徳の実践を促そうというのである。これもまた経験という事実を尊重する立場であると同時に、児童の目の高さで教育していくといふ重要な要素を含んでいる。

以上要するに、修身の授業を単なる説教とせず、身近な事実を示すことにより、より切実に道徳実行の効果を納得させ、そのことにより児童生徒の自発的な覚醒を促そうといふところに広池の主眼がある。この着想は、先に述べた歴史的事実を尊重するといふことと相まって、後年に至り道徳実行の効果を示すことにより世界人類の精神的覚醒を促そうといふ「モラロジー」の立場へと発展していく核をなすものである。

さらに広池の道徳教育が事実を尊重するものであつたといふ場合、忘れてはならないのは教育を受ける側の実態に対する注目である。明治二十二年七月の『日記』に「小学生徒不品行痴鈍の原因は何々なりやとの統計を始む。その調査項目を活版にして全国教育家に配布せり」とある。<sup>16</sup> 現在その調査項目を印刷した明治二十二年六月付けの「性質痴鈍及び意行不正生徒原因調査項目」と称する印刷物が遺されている。それには「忠実熱心なる教育家諸君に左の調査の勞を乞う」とあり、「生徒」、「父母」、「父系母系」の三つの大項目の下に三十数項目の調査事項が示されている。

まず「生徒」の項目には、生年月日、生まれた順番、「懐胎中の風」、大病異病の有無、衣食住についての好き嫌いや習慣、習癖、日常の遊び場所や友人関係、就学している学校、受け持ちの教師など十九項目をあげ、最後に「教訓して矯正し得る見込みあるかなきか」といふ条を挙げている。

また「父母」については、生まれた場所、性質や品行、結婚年齢、職業、嗜好や習癖、死亡年令とその原因などの十項目。さらに「父系母系」の項目としては、遺伝病の有無、各世代の健康状態や職業、生計、嗜好習癖、住所、職業など七項目、合計三十七条を挙げている。この調査の結果は残念ながら遺されていないが、広池の教育に取り組み姿勢が、単に理念を押し付けるのではなく、児童の置かれた境遇などの現状を客観的データとし、それによつて示された「事実」に基づいて為されたものであつたことが知れる。これは充分に「科学的」と称す

るに足る態度であり、また広池が常に教育される側に立っていた証である。青年期において子守学校設立の計画や中津簡易学校の構想を立て、また実際に地元<sup>(17)</sup>に夜間学校を開くなど、具体的に地域の教育の向上に尽力しているのは、決して机上で考案されたものではなく、地域の現状即ち「事実」をふまえたものであると考えられる。

以上、広池の青年期の事蹟の中から、その道徳研究の方法、立場といったものを考えてきた。要するに、一は歴史研究者としての使命と、二に教育者としての配慮のなせるものである。この二つの立場は、甲は広池の道徳研究の方法上の立場を示し、乙は道徳研究に取り組む姿勢を示している。そして、これらの問題意識と研究成果は、やがて「モラロジー」という学問体系として実を結ぶのであるが、その前段階として冒頭で紹介した「日本国体の研究」(神道史研究・日本固有の道徳思想の研究)が位置付けられるのである。

(二)所謂「日本国体の研究」と広池千九郎の道徳思想

①「日本固有の道徳法」の探求―神道研究―

冒頭で紹介したように「モラロジー」は「日本国体の研究」に端を発するとされるが、それは東洋法制史研究の一環であり、神宮皇学館への赴任を契機として本格的に着手された一連の神道研究(固有神道の研究)を基礎としている。この神道研究への意志は決して一朝一夕に定まったものではない。「古事類苑」の宗教部や神祇部の編集に携わったことは知識の面における素地であり、自分の祖先が神官であったという自覚は精神面における重要な動機づけとなっている。さらに国学者井上頼因や「古事類苑」編集長佐藤誠実との出会いは、その学識の面のみならず、学問や人生そのものへの取り組みについて多大な感化を受けている<sup>(18)</sup>。要するに広池の学者としての研究領域は広範であるが、その神道研究に最も長い期間と多くの情熱を注いでいるのである。

さて、広池は神宮皇学館にて神道を講ずるにあたり、その意図するところを次のように述べている。即ち「皇国の道義を講じ、皇国の文学を修め、これを実際に運用せしめ、倫上を厚うし、文明を補わんとするに在り」という皇学館の教育理念を踏まえて、

ここに皇国の道義を講ずるといふことは、単に学問として倫理学を講ずるといふことにあらず、また各国の道徳法を講ずることにあらず。全く我が日本固有の道徳法を講明するに外ならざるものと信ず<sup>(19)</sup>。

と述べている。つまり広池の神道研究の主題は、日本固有の道徳法の解明に在るのである。そして、当時(明治四十一年―二年頃)の研究成果としては「神道講義」・「日本宗教史略義」・「神祇史」・「神道史」・「日本宗教史」・「固有神道」などの講義録があり、そのなか特筆すべきものは明治四十一年、四十二歳の時に出版した『伊勢神宮』の一書である。

『伊勢神宮』は明治四十一年に出版された広池における国体研究の最初の著書であり、それ以前における種々の研究成果の集大成でもある。本書の目的については「我が国体の淵源を論述し、併せて神宮の歴史、沿革、現状を記載し奉れるものにして、その内容は我が日本国民の普く知悉せざるべからざる事項に属す<sup>(20)</sup>」としているが、これは前節で述べたように「中津歴史」の序に明記されていた「その地方人民持別の経歴」を知らせるといふ考えを日本国民という範囲にまでおしひろげたものであるといえよう。そして『伊勢神宮』第二緒言(明治四十二年二月十五日追記)の中で、「国体研究」の国民教育上の意義について、「普通教育の要は、その国民固有の性格を保存發達せしめ、その国家の基礎を鞏固にし、併せてその国家の進歩發展を期するに在り。もしその国民の固有する事物に至りては自然に放置して可なり、これを説明するに及ばず、誘掖するに及ばずといふもののごときは、これ教育を無視する暴論にして、取るに足らず<sup>(20)</sup>」としている。これは「何事のおわしますかは知らねども、有難

さにぞ涙こぼれる」調の国民感情に対する提言である。このことは、いかえれば学問として日本固有の道徳法を明らかにして国民の精神的支柱を確立することであり、「是れ学者政治家教育家等のごとき社会の木鐸たる人の任務にあらずや」とし、「真正の教育とは、即ちかくのごとき大業を完成するのに謂にあらずや」と続けている<sup>21</sup>。ここにいう「国民固有の性格」を知るとは、具体的には伊勢神宮と日本国体（日本固有の文化）との関係を知ることであり、日本人に対して、教育を通して日本人としての精神的（道徳的）自覚を促そうとするものである。では日本独自の文化とは何か、ここに広池が一連の東洋研究を通して日本固有の文化の特質を究明しようとする最大の目的がある。この問題に取り組み前提として、まず東洋法制史研究において、東洋の文化の母胎を為す中国文化の特質を究明し、ついで日本と中国との思想・慣習の比較に力を注いでいる。そして「予は専攻学の立脚地より彼我崇拜思想の根本に遡りて研鑽漸く歳を積み、その結果、ついに『中国民族の絶対的崇拜物は祖先にあらずして全く天道にあり、日本民族の絶対的崇拜物は祖先、殊に国民の総本家たる君家の大祖先に在る事』を確認するに至れり」と結論している<sup>22</sup>。

つまり皇室の祖先を崇拜することこそ日本が国家として維持、発展を遂げつつある理由であり、その文化、殊に道徳思想の特質を示すものであるというのである。この研究は神話上に記された天照大神の事蹟を中心として展開され、その途次において、後年「最高道徳」の核心を為す「慈悲寛大自己反省」の精神が明らかにされるのである。

また、この一連の神道研究の中で考察の対象となっているのは、日本固有の習俗として、その文化を象徴するものとしての神宮や神社における「祭祀」であり、これもまた先に述べた「事実」・「現実」を踏まえるという立場の現れである。そして、この問題意識は単なる歴史的研究に止どまらず、将来の日本、ひいては世界に通用する道徳原理の探求であり、『日本憲法淵源論』の所謂「真正なる新政治道徳の原理」の提唱を経て<sup>23</sup>、モラロジーの最高道徳論への発展する核を為すものである。この意味において日本国体の研究は、広池の道徳思想の基盤を成すものなのである。この点については拙稿「義務先行説の形成」・「伝統の原理の形成」などにおいて既に論じたので参照されたい<sup>24</sup>。そして、この一連の国体研究のなかで広池は「心使いの効果」という、後にモラロジーの中心的課題となる問題に注目していくのである。

## ②神道研究に見る科学的視点とその展開

明治四十一年（四十二歳）、神宮皇学館にて教鞭をとるに際し、「余は皇学館の神道教授という立場からしても、神道の価値を定める一つの方法としていささか研究してみたいと思うのである。ただし、宗教の事を科学にて考えてみたいと思うのである」とその意志を表明している<sup>25</sup>。では、一連の神道研究の中でどのような科学的視点が展開されるのであろうか。

まず天照大神の誕生と伊邪那岐・伊邪那美の二尊の身そぎとの因果関係に注目している。たとえば、

二尊の御修業の結果は実に偉大にして、その心身すべての罪悪を罷脱したまい、無情純真の神性を發揮せられたまいしものとみえて、忽ちに三貴神の御誕生となり、就中、天照大神は神聖無双、宇宙大主宰の神、吾人日本民族の大祖先、日本帝国の国祖と為らせたまうに至りしものである<sup>26</sup>。

と述べ、そしてこれは「内界の革命」つまり精神的な改造（改心・更生）が偉大な結果をもたらし得るといふ日本民族の道徳上の基本的観念を表すものであり、「千歳の下、人類社会の一大教訓といべきもの」であるとしている<sup>27</sup>。つまり二尊のみそぎと天照大神、月読尊、素戔鳴尊の三貴神の出現との間に因果関係を見出だし、それをもって日本の精神的風土に育まれた道徳実行の効果を示す事例とするのである。そして、この人間の精神的変革

(これを広池は道徳的修養とする)の重要性を解明していくということが、広池の所謂「科学的」研究の中心的な課題なのであるが、その前提として次に紹介するような東洋における伝統的な「心身の関係」に関わる事実への注目がなされていた。

まず「心」の問題に注目した初期の研究としては、明治三十八年六月十七日、心理学会例会にて「中国文学における心理的概念」と題した講演をあげることができる。その時の講演記録が『哲学雑誌』二百二十一号に掲載されている。その中で、自分は東洋法制史の研究をしているが、法制史は法理学の一領域であり、法律の哲学的研究に関心を抱いていたことを述べ、法制の「形式」を研究するに止どまらず、その実質を示す「各時代の英雄豪傑、学者の思想及び一般人民の思想」の研究が不可欠であり、これらの研究を成就するには哲学的知識、特に心理学(「人類心理学」[Folk psychology])の研究が是非とも必要である旨を述べている。そして、「心」、「精神と魂魄」、「情と性 付・感」、「意志」、「志気と理気」、「智」などの漢字の語源を尋ね、最後に「心身の関連に関する当時の観念」の項にて、中国古代には、既に心と肉体との関連することを認知していた、と結論している。この論考により、広池が既に学問の対象として「心身の関係」に注目していたことがうかがわれる。

また『東洋法制史序論』(明治三十八年刊)、「中国に於いて人為法律の欠点を救済する方法」の中で「自然法と性法」を論じており、その中で古代に行なわれた「五聴の法」に注目している。「五聴の法」とは、「五声をもって獄訟を聴く」つまり、辞(ことば)・色(顔色)・氣(息遣い)・耳(聞く態度)・目(瞳の輝き)に現れる心理的な動揺を見て、発言の是非を考え、獄を断ずるものである。広池によれば、これは「人類の本性は理性を有し、良心を有するものなるを信じて」これを法律に応用したものであるとしている。<sup>28)</sup>つまり、「五聴の法」の制定者はすでに「心と体」との関連を知っていたというのである。

さらに日本における「靈魂(荒魂・和魂・奇魂・幸魂)」についての思想に注目し、それは、古代日本人の「人間の心理状態に就いての観念」をあらわしたものであり「人間の行為というものは、その心の働きによりて荒くもなり、和かなることも為し、幸いなることも為すことも出来、奇妙くすしき行為をすることもできるといふ心理上の現象を説明したるものにて、今日の学問より見れば幼稚なる様であれど、斯くの如く心理状態に就いて観察すれば、又やがて、このことは肉体心身の関係を知覚して居りた事を推察するを得るなり」と解説している。<sup>29)</sup>これらの事から広池が心身の関係について関心を寄せ、既にいくつかの研究を発表する段階にまで進んでいたことが知れる。

このような心身の関係に対する注目は、「古代日本人における因果律の思想」の研究へと展開していく。たとえば日本人の道徳、宗教、法律の基礎的観念は「因果律の信仰」にあるとし、その因果律には二つの種類があり、一は「自然界に起こる実験的因果法」(自然科学)、他の一つは「人事上に起こる所の無形的因果法」(法律、倫理、宗教)である、この「無形的因果法」もまた分かれて、「法律および倫理」に関するものと、宗教の場において説かれるものとの二つにわかれるとしている。そして、この両者の区別は、前者は「人と人との間に起こるもの」であり、後者は「神と人との関係に基づいて起こるもの」であると整理し、古典に徴するに、日本民族は「自然的因果法」を重んじると同時に、無形的因果律を信じていたと結論している。<sup>30)</sup>このことを最も端的に示している事例として日本における「大赦」の行事に注目している。

「大赦」とは、周知のように六月と十二月に行なわれる人民の罪愆を払うための神事であり、今日でも宮中をはじめ全国の神社で行なわれているが、広池はこの「大赦」の詞の中から心身の関係に関する日本人の心情ともいふべきものを帰納しようと試みている。たとえば、「大赦の詞は明らかに人間の疾病および不幸の原因をもつ



て、すべて人間の精神作用および行為の欠陥に出ずるものとしてあって、これを神に謝罪して改心し、もって神の心すなわち最高道德に一致するような精神になり、然る後これに伴うところの行為を実現するときには、その罪が赦い清められて健康もしくは幸福になるということである」とのべ、<sup>(31)</sup> また「大赦」が自己の人格向上を意図するものであることに注目している。そして、「大赦の詞なるものは、即ち当時禊祓の時に<sup>みそぎはらい</sup>おいて各人自己の罪悪を神前に懺悔して、向後の心事行為を神明に明らかにする一般的誓約を後世文字に移し綴りたるものにして、今これによれば、当時その信仰の合理的にして道德の頗る進歩せる事を認め得べし」と述べている。<sup>(32)</sup> つまり、神前に祈るのは、「神だのみ」をするためではなく、自分の将来へ向けての道德実行を神に誓うことを意味するとしている。要するに「大赦の詞」に現れている「日本民族の根本的信念」は「神の心に適うという事は道德を実行する事にある」という点を自覚することにあるとし、道德実行の重要性を解く根拠とするのである。<sup>(33)</sup> そして、この日本固有の倫理観の中から次のような人生に関する教訓を帰納している。

我が固有神道の信仰においても、人類の意志の自由を認め、且つ同時に因果律を認めたり。(略)我が神道における人類の意志の自由を絶対無限のものとなし、その無限の自由をもって、随意に墮落と向上の二途に向かいたるものとなせり。而して墮落の極点は疾病もしくは種々の不幸、災厄を招き、而して、その疾病もしくは種々の不幸、災厄を懺悔と行ないによりてこれを贖う事を得べく、而して更にその向上の極点は、神と一致するという信仰なりしがごとし。<sup>(34)</sup>

つまり、人間はその意志(自由意志)により自己の運命を左右し得るものであり、その意志により「神」の意志に合致するように努力することが、我々に課せられた道德的義務であるとするのである。このことを万人に説得するためには、この人間の意志にかかわる「因果律」(無形の因果律)を立証することが先決であった。ここに広池の道德研究の課題が確立するのである。そして、それは天理教入信を契機として歩みはじめた求道者としての広池の実践課題でもあったことを忘れてはならない。

このような過程を経て、道德の根本は「我心を改め、我罪悪を根絶して善行を将来に励むべし」との事を神様に誓い、以て遷善改過の懺悔を為す<sup>(35)</sup>ことにあるとし、「善行を為す動機及び心事は神に対する報恩の念もしくは我心埃断除のためにするものにして、感激の余りに喜んでこれを為すものとなっている」と述べている。<sup>(36)</sup> つまり日本の固有思想における信仰の実質は「善行」(道德的義務)に努めることを神に誓うことであり、それは、一つは天照大神を祭った伊勢神宮を中心とする各神社に対して崇敬の念(報恩の念)を抱くことであり、一つは二尊の禊ぎにあらわれた「内界の革命」すなわち「心の立て替え」を自らの課題として実行していくことであるとするのみである。では、この「覚醒」は広池自身の中にあつて、学問上の問題としてどのように展開されていくのであろうか。

### 三、広池千九郎における道德研究の展開

#### (一)「モラルサイエンス」研究への着手

さて「道德実行の効果を提示することによって人々に道德の実践を促す」という意図は、既に青年期における『新編小学修身用書』編纂の主旨に明確に表れていた。また『中津歴史』の序文に示された「人類の行迹における一定不動の法則」の探求という問題意識も同様の意図に基づくものである。また中国古代における「法」の概念や古代の宗族制や喪服制、さらには伊勢神宮の由来など、従来不問に付されていた問題に対して分析を試みていくところに、広池の学問に対する信頼と期待、教育者としての周到な配慮をうかがうことができる。そして、既

に指摘したように、また日本固有の道德思想の研究(神道の研究)においてすでに心身のかかわりに関する問題への注目がなされていた。しかし、道德の実行の効果を証明するのに西洋近代諸科学の成果を応用するという明確な問題意識(すなわち「道德科学」「モラルサイエンス」研究)への志向は明治末年よりの求道の途路、宗教へ傾倒し、「信仰の心」の重要性を、みずからの体験を通して感得したことが重要な契機となっている。

たとえば「モラルサイエンスは明治四十二年、入信後に発意す」とし、「明治四十二年、一種の宗教的信念を得るに及び、ここにまた更に世界人類に向かつて一大光明を発明せられ、新たにモラルサイエンス(道德学)の研究を思いたたり」とも述べている。<sup>(38)</sup> またモラルサイエンスは「去る明治四十三年以降、社会問題殊に労働問題の解決の為に研究をはじめ……」<sup>(39)</sup>ともあり、大正八年の遺稿には、さらに「科学的証明を道德に与えるということとは、今日の人類を幸福に導く最大なる第一のものであるということとは、私が十一年前から……」<sup>(40)</sup>としている。これらの記述から、明治四十二年の天理教入信が、広池における「道德の科学的研究」の重要な動機づけとなつたことが知れる。

また明治四十五年三月五日の治定に「(一)人類の幸福は、各人の誠意に在る事を明らかにして、人類救済の道に尽瘁させていただく事。(二)右の目的を達するには、天理教の普及を以て尤も便利とするを確信するを以て、該教々理の系統的結集を大成し、併せてこれを宣伝することに一身を捧ぐる事」とある。<sup>(41)</sup> この誓いは道德の研究に本格的に取り組もうという意志の表明である。また「余は神宮奉職十九ヶ年間、道德、宗教、国体の研究に従事し、大正二年以降、専らモラルサイエンスの研究に従事す」<sup>(42)</sup>、「去る大正二年より着手モラルサイエンス、今回脱稿仕り候間、一先日本語に騰写版に印刷致し、……」<sup>(43)</sup>とも述べている。「大正二年」という時期は、前年の大患での誓いを経、さらに天理教育顧問、天理中学校長として天理教本部へ入り、その職責の上からも教理の

体系化とその布教の重要性をより一層深く自覚した時期を示すものである。

では広池の道德科学研究は、その初期にあってどのような経緯をふまえているのであろうか。その道德実行の効果を学問的に証明するという問題意識は決して古典学や法制史の研究など机上で考案されたものではない。それは広池自身の実際の体験により、より深く意義づけされたものであった。

たとえば、「疾病・治療の心理的なることを学理的に説明すること」という決意をのべているが、その間の事情を以下のように述懐している。すなわち

- 1 現代神道にて奇蹟(病気を治し、火渡りを為すこと、くがたち)を見て感じた。各派が生きておる事。仏・耶も古えは生きておった。
- 2 奇蹟を見て疑念も起こり、自ら人に試したところ功あり。
- 3 自分にも効あり、いよいよ興に入れり。(しかし、科学で証明しうるものは科学にて、宗教ではないが、しかし、予は小なる予の智にて、これを科学に求めた。)<sup>(45)</sup>

と述べている。ここでいう「現代神道」とは十三派の神道系の教派神道の謂いであり、各宗教が「生きている」とは、治病といい、火渡りといい、くがたち(熱湯に手を入れる裁判の方法)といい、常識では解し得ない事実(これを広池は「奇蹟」とよんでいる)を起こし得る力を持っているということである。<sup>(46)</sup> しかし、その奇蹟を起こし得る「力」に対して疑念を抱きつつ、実際に自ら試行したところ同様の効果があったというのである。この見聞・体験の事実をいかに合理的に説明するかという問題は、直ちに「生きた宗教」の本質を解明することでもあったのである。その中「病を治す」という事実は、青年時代より病気がちであり、明治三十七年頃より病状が悪化しつつあった広池自身にとって切実な問題であった。そこで、さらに次のように述べている。

現代神道の教理と信仰者が比較的立派であるということに感心しただけで直ちに信仰が起るものではないが、これと同時に吾輩は、その神道の奇蹟を実際に見聞して大なる感動を与えられたのである。即ち現代神道においては殆ど各派を通じてその信仰によりて疾病を平癒せしむることができるということである。(略)吾輩はこれらの現象を解釈するのに、やはり科学の力をもって解釈しようとする念が常に絶えないのである。(47)と述べ、さらに

(一) 心身の関係は心理学、生理学にて確認する所なり。(二) 故に肉体の病が薬石、その他物質の力にてよくなることは勿論なるも、心の使い方にて悪くなり、良くなる理あることは明らかなり。(三) ここにおいて病の時の精神を安んずる事は、その薬石の全部を奏効せしむる唯一の方法なることを知るべし。(四) 薬石の効力の全部を發揮せしむるだけにても病は直るべし。いわんや精神が更に病に加わりて薬石の力を助けるに  
おいてをや。(48)

とし、「心使いの事を知るに及んで、これまで軽々に看過したりしことが、皆埃となつて自分の身体にさわり、また不幸になるといふことを知りました」とも述べている。そして、この考えは大正期に記された『日記』に克明に表れている。すなわち

悪を見て悪と思うによりて、悪をなす人よりは、こちらがかえつて災いにかかる。心を研くほど、すぐに人の悪が見ゆる。然る時に悪をなす人は何ともなけれど、かえつてこれを思う我れの方が病となる。(50)

とあり、「人間が一旦思いし事は、たとい行なわずとも己れの心の曇りとなりて……」とし、「だんだん心が研かれて来るからには、少しの曇りも直ちに見ゆる理なるをもつて、余程小なる心埃も、これを起こしてならぬことと自覚致しました」(52)、「形の上の因縁を切るより、心の因縁を切るのがむづかしい」とし、これらの体験から「い

かなる事にも、誠さえあらば、今、間一髪のところにて助かるなり」という信念を確立していくのである。(51)この信念を支えるのは信仰心であり、それは各人の内面における心使いの問題であり、その背景には人々をして心使ひすなわち道德実行の重要性を覚醒せしめんとする意図があつた事を忘れてはならない。このような体験を経て道德実行の効果を示し、人々をして道德実行の偉大さを感じせしめようという意志がより強固に確立されていくのである。(55)

そして、このような体験と研究とをふまえて、

信心の結果が道德心の勃発となり、道德心の勃発が進んで旺盛となり、これがだんだんに累積して道德行為の集積となり、これによりて自分の過去現在における悪因縁の根を破壊し、もしくは断除することとなつて、命が助かり、健康となり、長命となり、ついには出世するに至るのであります。是が眞の宗教を信仰した効果であります。(56)

と結論するのである。さらに「我心の改良」という問題はさらに明確に「個人の道德の力」として位置付けられる。たとえば、

人類の幸福は、その個人の力 (Capacity) の総量に依りて之を享受上進するを得べく、その文化は、すべて個人の幸福の総量に依りて之が程度をトするを得べし。(略) 道德の力は総ての力の根本にして、人類の幸福文明はすべての力の道德的に活動する否とに依りて消長するものなることを得しむるに至れり。(中略) 所謂道德は古来漸次に発達せるものにして、道德の最高標準は時代と場所とに依りて一定せず。然れども人類は既に大凡四千年以来に於ては人類最高の道德は慈悲に在る事を發明し、完全にこれを実行するものは、或いは宇宙の実体に比せられ、擬制的神仏をもつて尊敬せられ、或いは又、聖人偉人と称せられ、その子孫も

亦甚大なる幸福に浴するを見るなり。<sup>(57)</sup>

とある。つまり、人間の精神力、意志力の重要性、いいかえれば「道德の威力」を実証し、「人類最高の道德」を解明することが広池の最大の関心事であり、モラロジーを提唱していく根本的な課題である。要するに、往年の神道研究は一連の天理教研究において「信仰心」の効果という問題へと発展し、やがて「モラルサイエンス（モラロジー）」における道德研究へと通じていくのである。<sup>(58)</sup>

## (二) 道德の科学的研究―「モラルサイエンス」研究の課題―

以上述べたような体験と学問的な素養にもとづいて、広池は大正中期に入り本格的に「モラルサイエンス」という新たな学問領域の開拓に尽力するようになるのであるが、それには二つの主題があった。

たとえば、「モラルサイエンスにては凡そ二つの目的を有しております」とし、

- 第一は、古来人類の実行してきた道德の權威を科学的に証明して、道德実行の効果を明らかにすること。第二は、古来の聖人または各宗教の祖師の実行した所の最高道德を一般民衆に向かつてこれを科学的に説明して、一般民衆にその実行を促すこと。

としている。<sup>(59)</sup>そして「道德科学の論文」においてもモラロジーの目的とするところは、第一は「古来人類の実行してきたところの因襲的道德の実行の効果を科学的に証明して、道德実行の權威を明らかにすること」、第二は、「古来世界における諸聖人の実行したところの最高道德の性質及び実行の効果を科学的に説明すること」とし、「モラロジーの究極の目的」は「最高道德の全人類の必要なる証左を科学的に提供する」ことにあるとしている。<sup>(60)</sup>要するに、二つの主題とは道德実行の効果を証明する事と、「最高道德」の内容を具体的に示すことである。

さて、第一の道德実行の効果を証明するというその背景には、前述したように、学者としての合理主義の立場を堅持すると同時に、教育者としての立場に立った周到な配慮がある。このことについて「人格向上のためになさねばならぬ事は、道德実行の効果を確実にする事である」とし、<sup>(61)</sup>さらに「道德教育の目的はいまだ真に道德的ならざる人々を教育する」にあるが、「世の道德家の多くは従来の道德の実行を必要とする多くの人々に真に諒解、実行されるように道德を説かずして、人格完成せる聖人に相応しい道德を説いて居るのであります。この間の消息を深く顧みる時は、世の多くの道德家がいかにあわれむべき一般人を救済せんとする慈悲心に乏しいかが推察されるのであります。今、このモラルサイエンスの著者はこの事実を鑑みて、まず第一に一般人の道德実行の効果に対する疑いを解くことに、その大なる力を致して居らるのであります。何となればかかる疑いの存する限り、道德の実行は到底徹底しないのであります」とし、<sup>(62)</sup>また「偉人でなければ道德主義で社会問題労働問題の解決がつかないこととなると人格者の無い場合は道德主義でやる事が出来ない。しかし道德科学という事になれば小学校の教師でも立派にやり得る」のであり、そのことよって道德教育の価値が見直されるとして<sup>(63)</sup>いる。このためには道德実行の効果を誰にも理解出来るように説くことが先決であった。

そこで広池は「科学は宇宙の現象の法則を求めもの」という観点に立ち、一面において道德実行の効果を究明するのに当時受容されつつあった欧米の科学（経験科学）の成果に期待を寄せた。そして「宇宙の真理もしくは原理を説明する方法」として

- 一、天啓
- 二、聖人、偉人または宗教の祖師などの教訓
- 三、一般多数人の古代より今日までの経験の結果

#### 四、哲学および科学の研究

という四つの観点を提示し、この四者が一致して初めて「真理」として認定されるとしている。<sup>(65)</sup>

まず、第一の「天啓」とは言い換えれば神からの啓示である。広池によれば、文明発生の当初において、その先駆的役割を果たした人物（聖人）は、人知を超えた知徳を備えていたとしている。それは東洋的にいえば天人相関の場において発揮されるものであるが、その実在は不可知なものである。このことについて「天啓の存在につきて、天啓は果たして世にあり得べきものかというが、また一つの問題なり。一、天啓の伝説の存在せし事実。二、天啓の伝説が人類を指導して、これを活動せしめし事実。この二つは東西文明諸民族に明確に伝えられる処なり。しかし、天啓の存在せし事實は哲学、科学にて説明しがたし」とし、つづけて、

ただ、しかしながら天然人事の各種の法則上より、その天啓の事実の存在と内容（教訓）とを証明することは出来ざるにあらず。それは天啓は第一に宇宙と人事の二方面の法則と一致するところなくしてはならず、随つてその法則と起こるものとすれば、この宇宙と人事の二方面の法則と一致するところなくしてはならず、随つてその法則と一致すれば、その事実の存在も教訓の価値も之を認めねばならぬ理由あるべし。

と述べている。<sup>(66)</sup>この視点は広池の神話に対する態度と同一のものであり、前述したように「経験」、「事実」を尊重する立場である。<sup>(68)</sup>そして「天啓」については「科学を標榜して公平を期するこの書物（『道德科学の論文』）の上には公に書き表わしていない」とし、「天啓の真理は私の心の中で比較する場合に引き合いに出すだけに止どめてある」とするところに広池の合理的立場がある。そして、この天啓の内容は聖人の遺訓、意志として現代にまで伝承されて来ているものである。

第二の「聖人」は孔子・釈迦・ソクラテス・キリスト、そして日本皇室の祖である天照大神の事蹟と思想であるが、その足跡、即ち身を賭して人々のために努力した生き方そのものは、広池の道德研究の中心的な課題であると同時に、現実生活において広池の道德実践を支えたものであった。折りあるごとに聖人の事蹟を回顧し、自らの使命を確固たるものとしていく姿が『日記』に克明に記されている。

第三は、人類が歩んできた歴史的事実を意味している。この歴史的事実を尊重するのは、先に述べたように広池が青年時代より育んできた歴史研究者としての立場である。

第四に哲学的思索と科学的実証によって解明された成果である。

この四者は「事実」あるいは「経験」を重視するという点において一貫するものであり、ここに広池が自己の思想体系を学問的、科学的とする所以がある。そして、最も大切なのは、これら四者を統合する主体としての自己自身の体験である。いかえれば、四者と自己の体験によって確認された事実こそ、青年時代に志向した所謂「一定不動の法則」の核となるものであると考えられる。この四者、個々の研究経過については別稿にて改めて詳述するとして、ここにおいては広池の学究の徒としての課題を紹介するに止どめる。

次に第二の「最高道德の内容の説明」という問題であるが、「世界人心を普遍的に救済して世界の平和と民族の調和と国家の統制及び個人の幸福をあわせ進む方法は科学的研究の基礎に立てる道德の最高原理を教育的に人類に普及せしむるにあり」という意志の現れである。<sup>(69)</sup>

前述したように神道研究において展開されていた「無形の因果律」を作動させる原動力は、神の力を引き出すだけの人間の側から為す努力であり、それを「心の立て替え」によるとするのは、広池が天理教教理ことに教祖の道德的事蹟より感得した最大の成果である。たとえば「心使いの効力は教祖の發明なり」とし、「天理教は心の道であつて、心の使いかたを教える宗教である。善行とか倫理的觀念とか、犠牲的行為とかいうときは、すで

に古来の倫理、道徳、宗教で十二分に明らかになって居る故に、別に天理教の立つべき余地はないが、ただ心の使いかたを教えるという点において世界未曾有の倫理観、道徳観、人生観を以て居るのである」と述べている。<sup>(71)</sup>この天理教をもって「心の道」、「心の使いかたを教える宗教」と解するところに広池の天理教観の特色があり、この「心のたてかえ」という問題はモラロジーの「更生」の思想へと展開していく核をなしている。

「御道」といい、聖人の教えといい、それは理念的であり、高遠なものである。しかし、広池はその内容を一般の人々にも実行しうるような具体的な形をもって体系化しようというのである。後に「人間のできる範囲内における道徳の最高原理を示す」と自らの課題を述べているが、<sup>(72)</sup>そのためには広池自身がまずそれを実践する事が先決であった。ここに広池における求道の意義がある。

その後晩年にいたるまで不断の研究と体験が積み重ねられていくのであるが、広池の生涯を考えた場合、特に大正時代における事蹟を度外視することはできない。それは広池自身が新たに精神（宗教）の世界へと誘われて、それまでに培ってきた学識をもって体現していく時代であり、さらに生涯において最も多方面に活躍した時代だからである。モラロジーの学としての特色は、まさにこの時代における求道者としての体験即ち「事実」を基礎として形成されたものである。そして、広池が最も腐心した事は、その道徳の内容をみずからの体験を通して具体的に体系化し、万人に分かり易く開示することであった。

#### 四、むすび―広池千九郎における道徳研究の特質―

⇒

以上、広池千九郎における道徳研究の経緯を見てきた。それは、まず中津在住中に先鞭がつけられていた。一

つは歴史研究を通して得た「事実」を尊重する立場である。この立場は往年の日本古典の研究において新たに展開されていた。それは神話に示された記事を歴史的事実として尊重するというよりも、その記事が時代を越えて伝承されてきたという事実を尊重する立場である。これもまた充分に合理的な立場である。換言すれば天祖天照大神が生存していたか否かという方向に展開されるものではなく、天照大神にまつわる種々の事蹟が神話化され伝承されてきた事実を尊重し、そこに日本人の精神的な土壌を見出だそうというのである。そして、この神話として描かれた記事に一貫して流れる根本精神の探求こそ、往年の神道研究の主題すなわち「日本固有の道徳法」の研究である。

二つに、青年時代より培われてきた教育者としての立場である。日本人に対して日本文化の根源と事実を示すことにより、国民精神の根本的な改善を意図するというのは『伊勢神宮』の主題でもあった。そして、この事実を示すことによって後進を覚醒していくという立場は広池の最も尊重した教育法であり、膨大な日記を遺し、そこに日々の精神的な葛藤を克明に記していたのも、道徳的修養の困難さとその尊厳を「事実」をもって後進に示し、道徳的に導こうという立場の現れである。<sup>(73)</sup>

この二つの立場は、この後、モラルサイエンス研究と展開され、やがて『道徳科学の論文』として結晶するのである。

大正期においては、自己の精神的修養に精進すると共に、全国にわたる救済活動（講演）を展開し、その余暇をさいてモラルサイエンスの研究に尽力している。そして大正十一年十月二十九日に「(一)大正十四年までに病の本の材料とか、因縁とか言う風に天啓と学文上の訳文、その他材料を並べて本部に提出す。(二)モラルサイエンスは別に、大正十五年中に完成、十六年に英文を作る」という決意を記している。<sup>(74)</sup>そして、大正十一年十一月四

日、天理教本部の役員との話し合いにより、モラルサイエンス研究と天理教教理研究とを二分する方針を立てている。この二つの研究は、一は「天理教教理資料」、「天理教教理総説」として、一は「モラルサイエンス」(『道徳科学の論文』)として結実するのである。

また大正十五年には「謄写版(油印)『道徳科学の論文』を御高覧に供し奉るにつきて」と題する文の中で「モラルサイエンスは純科学的にして、その普及法は全く教育による筈にこれあり、何等宗教に関係これなく、本書中には一切の各宗教の名目もこれなく候」と述べている。<sup>(26)</sup>このように広池がモラルサイエンスと宗教との区別を明確にしよとするのは、モラルサイエンスをあくまで純粹に学問として打ち出し、根底から宗教・信仰の意義を質し、より多くの人々を善導し、救済していこうという意図に基づいている。つまり「万有科学の基礎学」としての性格を保持するためには、特定の宗教(教団)とのかかわりは是非とも避けなければならなかったのである。<sup>(26)</sup>

(二)

広池は「モラルサイエンス」の研究に取り組むにあたって、次のように自らの所信を述べている。

私は不徳にして材知に乏しく、その上に財産もなく、かつ変則の学問を致したものでありますから、学問も極めて浅薄であり、かつ外国語もまた甚だ未熟にして、一つとして取り所のない愚劣な人間であります。それ故とてもモラルサイエンスなどを組み立てる資格はないのであります。神様の信仰をさしていただいた結果、私の心が一変致しまして、神様の御恩報じとして、世界の人心救済をさしてもらいたい老婆心から、一方には、かかるモラルサイエンスの研究を思い立ったのであります。<sup>(27)</sup>

この文に端的に示されているように、広池にとってモラロジー研究は生涯を賭けたものであり、宗教的な深い信念に支えられ、自己の経験と学識のすべてを注いだ、まさに畢生の大事業であったのである。その内容は、いわゆる「最高道徳」の内容を体系化し、道徳実行の効果を学術的に検証し、それを自らの実践により確かめ、さらに分析を加え咀嚼していくという真摯な学究と求道の意志によって裏付けられたものである。ならばこそ『道徳科学の論文』は「人間の出来うる範囲内における道徳の最高原理」を示したものとされるのである。要するに、『道徳科学の論文』は絶大の確信を得たものであるといえよう。

しかし、同じ「モラルサイエンス」の草稿の中に、  
本書は道徳実行の効果を科学的に証明し、併せて最高道徳の合理的説明をなすということが書き表されてありますけれども、それは甚だすまぬ事にて、私は心窃かに恥ずかしく存じております。その故は、もと私がモラルサイエンスを組織する動機と目的とが、一つの新科学を造るという事でなくして、最高道徳を人類に推薦してその人心を救済したいという一つの信仰から起こった事業でありますから、まず私のこれを造る心持が純学究的でないのです。

とあり、その内容は「先人の教示せる科学の原理と、私の経験と、他人を指導して得た所の経験と、歴史的及び社会的実地の資料とを奏合して、これを私の信仰する天啓の真理と引き合わせて見て、その相互の間、すべて一致する事だけを書き著したのであります」としている。<sup>(28)</sup>ここに示された謙虚な姿勢は、学究であれ、求道であれ、それは完結ということのない、不断に探求し研鑽しつづけるものであるという信念に裏付けられたものであろう。

そして、前に引用した言葉に続いて、「ただただ本書の不完によらず、素直に正直に万一のモラルサイエンス中の最高道徳をまじめにお受け取り下さって御実行下さる御方があったならば、その御方は必ず実に御幸福を

得るに至る事だけは保証いたします」とし、さらに、

モラルサイエンスは学問上の産物として何等の価値なきものであらうと思いますが、ただ右のごとく信仰の上から私の信仰上の実行を合理的に説明しようと思思して書いたものですから、前述のごとき一つの生命は持つて居るのです。<sup>(87)</sup>

と述べている。このように広池において「幸福を得るための生命ある学説」の提唱こそが、その最大の関心事であり、課題なのである。それは『道徳科学の論文』の中で、「学問は人間実生活の根本原理となるべき本質を有しているはず」とし、<sup>(88)</sup>「いわゆる学問は人間の实生活より得たる経験を編集せる結果なれば、實際を離れ、かつ常識を逸して、人間の实生活と矛盾する所の研究、もしくは意見をさして学問という理由なし」とする考えかたに端的にあらわれている。

以上、要するに広池の思想の根底には宗教的なもの見かた、あるいは信仰心の重視といったものが根強く流れていることは事実である。しかし、その本質は何処までも学問的であり、合理的であり、それは往年に培われた学識に裏付けられたものである。そして、その内容は決して体験を離れず、単なる論理をもてあそぶことは決してないが、同時に決して生のままの体験を露出してはいない。つねに思索と体験、直感と反省、学究と求道とが対となっている。しかし、「最高道徳」が実践を主題とするものである以上、広池自身の不断の精進する姿がより重要な意味を持つてくることはいうまでもない。先に紹介したモラルサイエンス草稿にみられた広池の「幸福を得ることだけは保証いたします」といい、「一つの生命はもっているのです」という言葉は、実践に裏付けられた確固とした信念の発露であると考えられる。『道徳科学の論文』は、広池の「人間の出来うる範囲内の道徳の最

高原理」を求めた絶え間ない学究と求道の意志によって構築されたものであり、モラロジーの学としての特色はまさにここにあるということが出来る。(一九八八、一、二、畑毛富岳荘にて)

〈注〉

- (1) 正式には、『新科学モラロジーを確立するための最初の試みとしての道徳科学の論文』。昭和三年初版発行。以下「論文」と略す。
- (2) 『論文』第一冊九五頁(以下「論文」①と略す)。
- (3) 『広池千九郎日記』全六巻。青年期の日記類と大正元年以後亡くなるまでの日記が収録されている。広池学園出版部。以下、「日記」と略す。
- (4) 『中津歴史』例言(『広池博士全集』第一巻一九頁)。
- (5) 同上、一九頁。
- (6) 同上、二二頁。
- (7) 二十六歳で上洛し、史学普及雑誌社を創立。同雑誌第一号の「例言」で「本誌は自由に史学上の学説を記載論述すと雖、固と学説の所要は、之を實事に応用して社会の福祉を増進するにあるものなれば、今余輩は妄に空論奇説を掲げて時好に投ぜんとするものに非ず。其期する所は読者をして人類の行迹には一定不動の法則ある事を悟らしめ、是によりて各自に立身、処世、治国、済民の良法を發明せしむるにあるのみならず、窃に時弊を救正して大に風教を振興し、以て国体を鞏固にし、兼て国光を發揚せんとするの微意をも存する也」と述べている。『史学普及雑誌』全二十七卷(明治二十五―二十八年)。
- (8) 拙稿「広池千九郎における東洋思想史研究」(『モラロジー研究』十号、一九八一)。
- (9) 広池千九郎遺稿(以下、遺稿と略す)。「神道研究」明治四十三年。なお以下著者名を記さないものはすべて広池千九郎の手に成るものである。
- (10) 『日記』第三卷三六頁。
- (11) 『論文』①一六頁。
- (12) 『論文』⑥「世界諸聖人の実行及び教訓に對する考察」の条。
- (13) 『論文』①二五頁。
- (14) (15) 『新編小学修身用書』卷一例言(明治二十二年刊)。
- (16) 『日記』第一卷六四頁。
- (17) 拙稿「小川含章・井上頼園・佐藤誠実・雲照律師」(『日



- 本の近代化と精神的伝統」広池学園出版部・一九八五）。
- (18) 遺稿「神道及び神道史」緒言（明治四十一年）。
- (19) 『伊勢神宮』増訂版緒言第一（『広池博士全集』第四卷三五頁）。
- (20) 同上、三七頁。
- (21) 同上、三八頁。
- (22) 同上、八八頁。
- (23) 『日本憲法淵源論』（『広池博士全集』第四卷四九四〜九五頁）。
- (24) 拙稿「義務先行説の形成」（『モラロジー研究』十二号・一九八二）、「伝統の原理の形成」（『モラロジー研究』二十号・一九八六）。
- (25) 遺稿「余の経歴とお助け集出版法」（明治四十五年推定）。
- (26) (27) 『神社崇敬と宗教』一一一〜一三頁、明治四十四年講演、大正四年刊。
- (28) 『東洋法制史序論』（『東洋法制史研究』一五五頁、創文社、昭和五十八年）。
- (29) 遺稿「神道講義」、明治四十一年。
- (30) 遺稿「神道の宗教的倫理道德の基礎」明治四十四年。
- (31) 『論文』⑥（旧版）一八七〇頁。
- (32) 『日本憲法淵源論』（『広池博士全集』第四卷四三六〜七
- 関する考えについて、「人類の心術行為みな原因結果の關係をもつて進んでいくという信仰」であり、いいかえれば、「天然自然法もしくは神意に一致する慈悲心になって慈悲の行ないを為す者は疾病、不幸を減じ、もしくはこれを免れるという」考え方であり、この考えは「古来世界に行なわれ来たるすべての宗教に卓越しもしくは少なくともその最良の宗教の信仰と相い並ぶべき信仰」であるとす。けれども、これを今日の科学的、実験的に証明するということはむづかしいとしつつ、心身の關係だけについては既に心理学、生物学などで是認されて居る事であり、その上に「天理教の天啓」は自分自身の積年の研究と経験とに徴して「余程に合理的なものであることが明らかになりましたから、私は学者の立場からしても天理教の立場からしても天理教の因果律は大に信すべき価値あるものということとを断言するをばからぬ」と述べている（『天理教の教理及び実際について』）。この確固とした信念が、やがて「モラロジー」を新科学として提唱し、「破天荒」の学問として打ち出していく遠因となっている。ちなみに当時成された天理教研究の中で「外界の力内界を制し、内界の力外界を制すること」「病のもととは心からという事」「精神療法の合理的なること」「信仰の肉体に及ぼす価値」「信仰の程度」「心

- （頁）。
- (33) 『論文』⑥（旧版）一八七二頁。
- (34) (35) 遺稿「神道史」、明治四十三年。
- (37) 遺稿「モラルサイエンス」草稿、大正十年推定。
- (38) 遺稿「経歴」、大正十年。
- (39) 遺稿「モラルサイエンス研究所要領」、大正十一年。
- (40) 遺稿「モラルサイエンスと我が建国の精神並びに個人の幸福獲得の方法」、大正八年。
- (41) 遺稿「治定」、明治四十五年。
- (42) 遺稿「モラロジーと最高道德」、大正十二年。
- (43) 遺稿、書簡下書き、大正十五年。
- (44) 遺稿「天理教正信録」、明治四十二年。
- (45) 遺稿「信仰記録」、明治四十三年。
- (46) 広池の宗教研究は道德実行の効果を証明することをもって、その主題としている。たとえば、天理教の調査をした結果、その教義の優秀なことを知り、それを世の中に示すために「疾病、治病の心理的なることを学問的に究明する」という問題意識を抱いている（遺稿、明治末）。この問題意識は、本文で述べた「内界の革命」の効果の実証、あるいは「真正なる神社崇敬」の念を抱くことの意味を裏証するという問題の新たな展開である。そして、天理教教理における「心術行為」（心使いと行ない）に
- 使いの事」「自力の信仰と他力の信仰との優劣」（以上遺稿「天理教普通教理」大正初期）、「疾病の根本原因」「病のもととは心から」「御手入れ（恩籠的試練）に対する重大なる注意」「用木（役にたつ人）とそのままほかされる人」「前世持ち越しの因縁」（以上遺稿「天理教教理総説」大正中期）というような項目の下に、その科学的研究が展開されている。これらの内容についてはスペースの關係上詳述は避けるが、当時最新の自然科学の成果を応用して心身のかかわりを示すことにより道德実行の効果を証明しようという意志を見出だすことができる。
- (47) 『子が信仰』、『全国神職会会報』一四八号二三頁、明治四十四年。
- (48) 遺稿「心使いの効力は教祖の發明なり」、明治四十四年。
- (50) 『日記』第一卷八五頁、大正元年八月八日。
- (51) 『日記』第一卷二一九頁、大正元年十一月十二日。
- (52) 『日記』第一卷二三〇頁、大正元年十一月十二日。
- (53) 『日記』第一卷二三七頁、大正元年十一月十四日。
- (54) 『日記』第一卷二六六頁、大正三年十月十二日。
- (55) この点については前掲「伝統の原理の形成」および「神の原理の形成」（『モラロジー研究』二十二号・一九八七）にて論じた。

(56) 『天理教信仰の本旨』四頁、大正五年。

(57) 『日本憲法淵源論』(『広池博士全集』第四卷四〇四〜四一〇頁、大正五年)。

(58) この点について更に次のことを追記しておきたい。広池が、明治三十七年頃からの大病をはじめ、長年にわたる病との葛藤を通じて感得したものは「信仰」の本質あるいは「信仰心」の効果という問題である。その背景には、次のような問題意識の展開がある。

まず「神の本体」についてこれを研究した結果、ついにこれを「科学的に研究し得た」とし、それは「宗教の信仰」ということは、その対象物のいかなるものたるを論ぜず、ただ我が心において過去における吾心の罪惡を懺悔し、而して斯くのごとき罪惡の吾れが、尚現在のごとき境遇にあることを得るは神の恩沢なりということが判つてきて、感謝誠意を神に捧げる」ということであり、その時に「神の威力が吾が心の内に輝きて吾が身体を守護するにいたる」ということを確かめたということである(「予が信仰」)。そして、信仰について「信仰」ということは、その対象物を論ぜず、我が心が安らかになり、平らかにになり、清らかになり、而して確乎不動の状態になつて、而して、そのここに至れる所以をもつて神の力と信じ、神に依頼して、その現在の境遇(病氣にても、不

幸にても)を歓喜感謝することにはかならぬ」とし、この「信仰が人間の心において対象物にあらざる確証は、教祖が明らかにされたところの一大真理」であり、「実に尊ぶべき事件」であるとしている(遺稿、明治末)。このことは広池の神や信仰に関する思想に大きな影響を与えた。つまり、この考えは「宗教として我が固有神道の信仰の実質」とも言うべき重要なポイントであり、それは「目的物に向かつて祈願する」ということは形式上のことであつて、その実は我心の改良を為すということに帰する」という考えかたである(『神社崇敬と宗教』一一五〜一二〇頁)。ここに言う「我心の改良」とは、言い換えれば道徳の実行であるとするところに広池の独自の立場があり、その実行の効果を実証していくことが、以後の道徳研究の主要に課題となるのである。

(59) 遺稿「モラルサイエンス草稿」。

(60) 『論文』①五七頁。

(61) 遺稿「モラルサイエンス草稿」。

(62) 『広池博士講習録』、大正七年。

(63) 遺稿「慈悲と無我の努力」、大正年間。

(64) 遺稿「モラルサイエンス草稿」。

(65) 遺稿「神祇史」、明治末。

(66) 遺稿「モラルサイエンス草稿」。

(70) 遺稿「天理教普通教理」、明治末〜大正初。

(71) 遺稿「モラルサイエンス草稿」。

(72) このような「モラルサイエンス」研究への動機の中で、それをさらに確固としたものとしたのは大正元年の大患である。大正元年十二月六日に「静臥し専ら天命を待つ」という窮地において、「なき生命を助けていただく上は、今後の生命は自分のものにあらざるがゆえに、一切これを人を助くる道具に使うこと」(『日記』第一卷一五七頁、十二月二十四日)・「世界の人を己の家族と見て、これを助くる心その他一切なきこと」(同一五九頁、十二月二十七日)という誓いを立て、この大正元年における誓いと「モラルサイエンス」研究とのかかわりについて次のように述べている。

モラルサイエンスは(略)、私が去る大正元年(一九一二年)十二月六日夜、大患にかかりて九死一生の時、赤字病院において神様に御願ひ申し上げ、今後私は水を飲み土を食らいますも、世界永遠の平和と全人類の幸福と、畏多けれど我が日本皇室の万世一系の御擁護の爲めに、力を尽くしますと誓いました。その誓いを実現したのであります(『モラルサイエンス草稿』)。

この言葉は『道徳科学の論文』の完成を目前にした時のものであり、広池の生涯における道徳科学研究の意義を

示すものである。

(74) 『日記』第三卷三五頁、大正十一年十月二十九日。

(75) 遺稿「モラルサイエンス草稿」。

(76) 前掲「伝統の原理の形成」参照。

(77) (78) 遺稿「モラルサイエンス草稿」。

(80) 『論文』①一九頁。

(81) 『論文』⑧一四三頁。